


(表)	第 号
	商品先物取引法の規定による 立入検査をする職員の身分証明書
	職名及び氏名
	年 月 日生
	年 月 日発行
	発行者 印
	

	注 意 事 項
(裏)	1. この証明書は、検査の際に必ず携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
	2. この証明書は、他人に貸与し、預け入れ、又は譲り渡してはならない。
	3. この証明書を破損し、又は紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
	4. 新たな証明書の交付を受けたとき、退職若しくは転職したとき、又は検査に従事しないこととなったときは、直ちにこの証明書を発行者に返還しなければならない。
	5. 官印のないもの及び写真に押出スタンプのないものは無効とする。

(備考) 1. 用紙の大きさは縦8cm×横12cmとする。